

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改正前					改正後					
(前 略) (1 箇月単位の変形労働時間制) 第 1 6 条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、1 箇月以内の一定期間を平均し1 週間の勤務時間が3 8 時間 4 5 分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。 2 別表第 3 の教職員の割り振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。 (後 略)					(1 箇月単位の変形労働時間制) 第 1 6 条 } (同 左) 2 } 附 則 この規程は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。					
(中 略) 別表第 3 (第 1 6 条関係)					別表第 3 (第 1 6 条関係)					
教職員の区分	割り振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割り振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	
		(略)						(同 左)		
総務部に勤務する職員のうち、総務部長が指定する者	4 週間	総務部長が指定する 8 の 1 日勤務日	午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで	正午から午後 1 時まで						
	4 週間	共用施設アセットマネジメントセンターに勤務する職員のうち、共用施設アセットマネジメントセンター長が指定する者				4 週間	共用施設アセットマネジメントセンター長が指定する 8 の 1 日勤務日			
								午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで	午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分まで	
								午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分まで	午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで	
									午後 2 時から午後 3 時まで	
									午後 3 時から午後 4 時まで	
								午前 11 時から午後 7 時 45 分まで	午後 3 時から午後 4 時まで	
								午後 0 時 30 分から午後 9 時 15 分まで	午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	
(後 略)										